

平成28年度 市政懇談会

市が行う政策や事業に対し、市民の皆さんからご意見を伺う市政懇談会を8月26日から9月29日までの間、市内9会場で開催しました。

各自治振興区や自治会の代表者のほか、一般参加者を含め延べ377人（庄原118・西城65・東城54・口和44・高野22・比和40・総領34）が参加しました。

今回はこれから庄原市が取り組んでいく政策について、2つのテーマを設定して行いました。1つ目のテーマとして「可燃ごみの処理の現状と新焼却処理施設整備基本計画について」を、2つ目のテーマとして「庄原市介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について」を設定し、市からそれぞれのテーマについて説明した後、市民の皆さんと懇談・意見交換を行いました。その一部を抜粋してお知らせします。



Q 三次市は随分前から衣類はリサイクルごみで収集していると思う。そうすれば可燃ごみが減ってくるのではないか。

A 東城地域では古着を回収してそれを民間の業者に処理をお願いしている。東城以外の地域も東城地域と同様に古着の分別回収をして処理し、併せてリサイクルについての検討も行っていく。

Q 指定ごみ袋が有料で、ごみ処理費の一部を負担している。理解しているが、その袋代などとして市民が直接負担しているのはどれくらいなのか。

A 直接ごみを搬入した際の手数料や、ごみ袋代を合わせたると、8500万円程度である。

Q 庄原市のごみの処理経費が他の市町に比べて大変高くなっているという説明だが、何が原因でそんなに高くなるのか。

A 経費が低い市町の傾向を見てみると、単独の市町で直接施設を持つのではなく、複数の市町で施設を運営し、広域的なメリットが出て



8月26日 / 総領会場

Q 東城地域のごみは固形燃料にして福山市にある発電会社を持って行くと説明があったが、その固形燃料についての売り上げのようなものはないのか。

A 東城地域のごみについては固形燃料にしているが、燃料を売っているというのではなく、ごみ処理をお願いしている。逆にごみの処理費用を拠出しているのだから、売り上げという形ではあがってこない。しかし、その会社は株式会社であり、利益があつた場合は、配当という形で還元はある。

Q 56億円かけて新しい施設を整備するのに、補助率はどれくらいで、市の負担がどれくらいになるのか。

A 56億円のうち、国の補助金が約16億円で、差し引き40億円が市の負担となる。

Q 新しい施設に集約することで、処理経費はどの程度縮減できるのか。

A 新しい処理施設の運営について不明の部分もあり、現段階で正確な説明はできないが、処理施設の位置を庄原地域に固定し、ごみの量を現状に当てはめて考えてみると、東城地域では可燃ごみの処理経費が年間9742万円がかかっており、そのうち8200万円がごみ処理施設の運転管理経費であり、まずその経費分が削減される。一方、東城地域から庄原地域までの運搬経費や、東城クリーンセンターをごみのストックヤードとして使用したときの



8月30日 / 東城会場

Q 経費の3000万円を差し引き、現時点では処理経費は3億1200万円のところ、2億6000万円程度まで削減され、可燃ごみ1トン当たり4万円かかっているものが、3万3000円程度になると試算をしている。

Q 備北クリーンセンターの処理能力が1日当たり40トンで東城クリーンセンターであれば、合わせて59トンの処理能力ということになる。今回新たに整備する施設の処理能力が1日当たり34トンということだが、処理しきれないのか。

A 国の補助金をもらうための要件として、ごみを削減するという大原則がある。現在、施設の稼働状況については最大量ではないが、現在よりもごみの減量に取り組んでいたかというわけではない。ごみが減少するまでの一定期間



8月31日 / 口和会場

Q 東城地域のごみの持ち込みにの対応について説明してほしい。

A 東城地域のごみの持ち込みについては、用地が決められないと建物建てられないが、候補地への説明などどのように考えているのか。

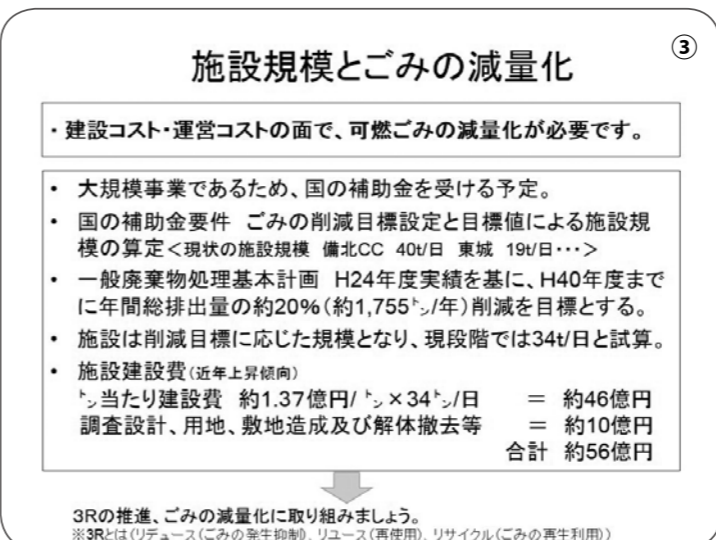
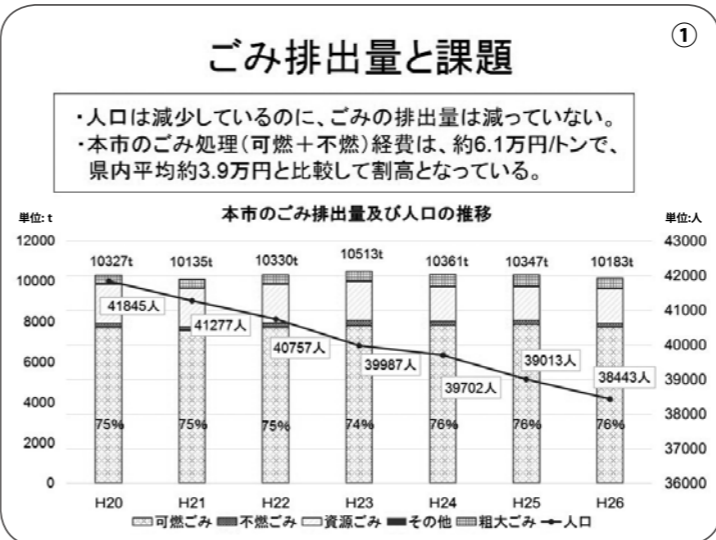
Q 施設整備のスケジュールについて、用地が決められた。このたびの用地選定については広く市民の意見を聞きながら11月中旬に絞り込みをしていきたいと考えている。

A 候補地については、新聞などで報道されたが、6月に市民の検討組織を立ち上げた。このたびの用地選定については広く市民の意見を聞きながら11月中旬に絞り込みをしていきたいと考えている。

Q 候補地の決定以降、丁寧な説明やお願いをしていくよう考えている。



9月1日 / 庄原（東・山内）会場



② 可燃ごみ処理の課題と方針

課題

- ◎ 備北クリーンセンターと東城ごみ固形燃料化施設の2施設を運営しているが、両施設ともに供用開始から15年以上経過しており、特に備北クリーンセンターは施設全体の老朽化が著しい。
- ◎ 地元自治会との協定における設置期限、固形燃料供給契約終了が迫り、早急な対応が必要となっている。
- ◎ 処理方式の違う2施設を抱え、ごみ処理経費が県内他市に比べ高額となっている。

方針

↓

ごみ処理体系を統合し、新焼却処理施設を整備。
平成34年4月供用開始を目指す。

①②③...当日の説明資料から抜粋



9月8日／高野会場

Q 新しい総合事業の利用料は、事業所が決めるのか。
A 利用料は、現在のサービス費を基準として、市が定める。

Q ごみの分別について、教育が必要なのではないか。
A ごみ減量化のための補助制度である生ごみ処理容器等補助金について具体的に教えていただきたい。

Q 生ごみ処理容器は、コンポストタイプで畑に置くものや、機械で乾燥させるタイプのものがあるが、いずれも補助金の対象としており、補助率は購入金額の2分の1、補助限度額は1万6千円としている。年間30件程度の利用しかなく、PRを十分行い、普及させていきたいと考えている。



9月2日／比和会場

A 東城固形燃料化施設については、市内の2つの施設を統合後に廃止をする。直接ごみを持ち込む際には、東城固形燃料化施設をストックヤードとして活用し、東城地域の方々には不便が生じないよう対応を行う。

Q 入浴や排泄の介助などは、専門的な知識のある人でないと難しいのではないかと。
A 入浴や排泄の介助といった専門的な対応が必要な方については、専門職が介護を行う現行相当サービスをご利用いただける。

Q 入浴や排泄の介助など、研修を受けた介護サポーターも従事できる「緩和型サービス」では、身体介



9月9日／庄原(庄原)会場

Q 利用者にとってのメリットはなにか教えてほしい。
A 緩和型サービスを利用する方は、サービス費用を少し抑えるので、利用者負担分もやや低くなる。

Q 利用者にとつてのメリットはなにか教えてほしい。
A 緩和型サービスを利用する方は、サービス費用を少し抑えるので、利用者負担分もやや低くなる。

Q 入浴や排泄の介助などは、専門的な知識のある人でないと難しいのではないかと。
A 入浴や排泄の介助など、研修を受けた介護サポーターも従事できる「緩和型サービス」では、身体介



9月7日／庄原(高・本村・峰田・敷信・北)会場

Q 学習指導要領の中に施設の見学というものがあり、小学4年生が、クリーンセンターやリサイクルプラザなどの見学をする。啓発は長期総合計画や環境基本計画での取り組み項目でもあるため、教育委員会とも相談しながら、啓発に努めていく。

Q 容器・包装・プラスチックごみは、何になってどこに行くのか教えてほしい。
A 容器・包装・プラスチックごみは、定期的に国が分別について点検化し、庄原市は100点満点中99点以上の点数がついており、引き取り価格も高い。白いペットボトルは作業服などに変わったり、色のついていないものはプラントナーなどに活用されている。そういったことも広報し、お知らせするので、引き続き分別にご協力をお願いしたい。



9月29日／西城会場

Q 自治振興区も緩和型サービスを実施することができると。
A このサービス事業を実施する事業者は、市の指定を受ける。

Q 希望される地域については、説明に伺うので、ご相談いただきたい。

Q 希望される地域については、説明に伺うので、ご相談いただきたい。

Q 現在、自治振興区などが実施しているデイホーム事業も変わるのか。
A デイホーム事業は、高齢者福祉事業として実施している。介護保険事業ではないので、これまでと同じように、実施していただける。

Q 住民説明会が市内7カ所で行われるとのことだが、自治会単位など、もっと細やかな範囲での説明を希望する。

Q 今回テーマとしたごみ処理の問題や、新しい介護サービスの問題は、いずれも私たちが生活を営むうえで切り離すことができない問題です。皆さんから寄せられたご提案やご意見などは協議検討を進め、今後の市政運営に生かしていきます。

Q 緩和型サービスに従事できる介護サポーターになるためには、どのような研修を受けるのか。
A 介護職員初任者研修の力リキラムから基本的な内容を抜粋し、2日間学習する。その後、2日程度の現地実習を行うこととしている。

Q 緩和型サービスに従事できる介護サポーターになるためには、どのような研修を受けるのか。
A 介護職員初任者研修の力リキラムから基本的な内容を抜粋し、2日間学習する。その後、2日程度の現地実習を行うこととしている。

Q 希望される地域については、説明に伺うので、ご相談いただきたい。

Q 希望される地域については、説明に伺うので、ご相談いただきたい。

介護保険制度の改正でここが変わります

- 要支援1・2の方を対象とした「訪問介護」(ホームヘルプサービス)と「通所介護」(デイサービス)が国が定めた一律のサービスから市町村独自のサービスを定めることができる『新しい総合事業』に移行します。
- 庄原市の『新しい総合事業』は、従来と同じ支援内容の「現行相当サービス」と、支援内容を簡略化し利用料を少し抑えた「緩和型サービス」を設けます。
- 『新しい総合事業』のみを利用する場合は、手続きを一部簡素化します。

※ 要支援1・2の方を対象とした「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与・購入」「住宅改修」「小規模多機能型居宅介護」などの利用については、変更ありません。

「新しい総合事業」のサービス

※ケアプランに基づいて、利用するサービスを決定します。
 ※利用料は、決定次第、お知らせします。

	現行相当サービス	市の基準による緩和型サービス
対象者	要支援または総合事業対象者のうち ○専門的な支援を必要とする方 ○地理的な理由等で、緩和型サービスが利用できない方	要支援または総合事業対象者のうち ○少しの生活支援があれば在宅生活ができる方 ○専門的な支援をそれほど必要としない方
訪問型サービス(ホームヘルプサービス)	○生活援助(掃除、洗濯、調理等) ○身体介助(食事や入浴の介助等)	○生活援助(掃除、洗濯、調理等) ※身体介助は行いません
通所型サービス(デイサービス)	○日常生活上の支援(入浴、排せ、食事等の一部介助) ○機能訓練(筋力トレーニング等)	○閉じこもり防止等のためのミニ・デイサービス ○レクリエーション・体操など ※入浴や食事等の提供、機能訓練の有無は、事業所のメニューにより異なります。
サービス提供者	市の指定を受けた介護サービス事業所 ※ 事業所の申請により、市が定めた基準に基づいたサービスが提供できるとして、市が指定した事業所	○専門職 ○介護サポーター(市が指定する研修の修了者)
スタッフ	○専門職	

